

# 特別養護老人ホームみちみちの申込案内

## 1、入所申し込みについて

当施設の入所申込用紙にご記入いただき、入所の申込を受け付けいたします。入所の申込ができるのは原則として、介護保険の要介護認定 3～5 のいずれかに認定されている方です。

尚、**要介護度 1・2に該当される方で、やむを得ない事由がある方については特例的に入所申込みを受付けます。**

要介護度1・2の方の特例の要件(下記、ア～エのいずれかに該当される方が対象)

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

埼玉県においては、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」(平成 27 年 4 月 1 日)の制定に伴い、「入所順位の評価基準」に基づいて必要性を点数で評価し、原則としてその点数の高い方から順番に入所していただく事になりますので**先着順ではありません。**

当施設では、毎月優先入所検討委員会をおこない、順位付けを行う予定しております。県の指針に従った入所方法を取る事により、「先月は50番と言われたが、今月は60番と言われた。」という状況が発生する事も想定されますので、ご了承ください。

## 2、入所申し込み手続きについて

申込には、申込書及び添付書類が必要ですので、事前に書類をご用意の上お申し込み下さい。

### ①特別養護老人ホーム入所申し込み書(様式 1、2 )

\* 記載方法等をご説明いたします。

### ②介護認定調査票、主治医意見書の写し

\* ご住所地の市役所等へご家族様が直接ご請求ください。

### ③介護保険者証の写し

\* 「介護保険被保険者証」介護認定期間が入ったものをご確認の上、写しを添付して下さい。

### ④サービス利用表の写し(最近 3 ヶ月分)

\* 居宅サービスを受けると、事業所から毎月交付される事になっています。その書類の直近 3 か月分の写し。サービスをご利用でない方はお知らせください。

**書類が揃った時点での受付になります。揃わない場合は選考できませんので、ご了承ください。**

## 優先入所順位についてのお知らせ

### 1、優先入所順位の調整について

「特別養護老人ホーム優先入所順位検討結果通知書」により、通知される当該施設への優先入所順位につきましては、下記の事項に該当しやむを得ないと判断した場合には調整する事がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 認知症に対する施設の受け入れ体制
- ② 医療行為を必要とする場合における施設の受け入れ体制
- ③ その他、入所検討委員会がやむを得ないと判断する特別の理由がある場合
  - \* 当施設は生活施設のため、特別な医療を必要とされる方は御入所が困難になっております。また、認知症の方については、状況等によって受け入れが困難な場合があります。あらかじめご了承ください。

### 2、介護の必要性に変更が生じた場合の届出について

- ・入所希望者の身体状況、認知症の状態、要介護度等が申し込み時と変わった場合(改善、悪化いずれの場合も)は、改めて順位を決定いたしますので届け出てください。
- ・入所の順番がまわった際に辞退され、次回の入所を希望された場合は、得点を減点し、順位を下げさせていただきます。

### 3、入所の必要性がなくなった場合の届出について

他の特別養護老人ホームへの入所が決定した時、その他の理由で当施設への入所の必要性がなくなった場合は届出をお願いします。

\* 入所申込みの内容に虚偽がある場合や、申込み時と状況が変わったにも関わらず、届出がなかった場合、ご入所いただけない場合がございます。

\* その他、ご不明な点やご質問、見学依頼等ございましたら、お気軽にご連絡下さい。

社会福祉法人 光彩会

特別養護老人ホームみちみち

〒343-0003

越谷市船渡 2046

電話:048-979-5381